

役員の登記の添付書面・役員欄の氏の記録が変わります

平成27年2月27日(金)から役員の登記(取締役・監査役等の就任、代表取締役等の辞任)の申請をする場合の添付書面が変わり、商業登記簿の役員欄に役員の婚姻前の氏をも記録できるようになります

【変更点】

- ①株式会社の設立の登記又は役員の就任(再任を除く)の登記を申請するときには、**本人確認証明書の添付が必要**となります。
- ②代表取締役等(印鑑提出者)の辞任の登記を申請するときには、**辞任届に、当該代表取締役の実印の押印又は登記所届出印の押印が必要**となります。
- ③役員又は清算人の就任等の登記の申請をするときには、婚姻により氏を改めた役員又は清算人について、その**婚姻前の氏をも記録**できるよう申し出ることができます。



(司法書士 小司隆信)

財産管理は本人から第三者へ

あなたのまわりにいる高齢者について次のことをチェックしてみましょう。

- ①土地、建物の**名義人が既に死亡**している方のままになっている。
- ②**お金を貸した**がなかなか返済してもらえていない。
- ③預貯金はあるが、自分で**引出したり、振込**んだりするのが難しい。
- ④**障がいのある子**がいるので、その子の将来を心配している。
- ⑤**親族に頼らず、老後や死後の事**まで信頼できる第三者に任せたい。
- ⑥**子どもがいない**が遺言書をまだ準備していない。

①～⑥のご相談は実際にお困りの方が相談にこられ、対応した事柄です。

困った状態を放置しておく、次第に問題が大きくなり、手をつけるときには手間暇やお金が必要になったりします。

お困りの方がいたら一声かけてみて下さい。必要な専門家と連携し、問題解決のお手伝いをさせていただきます。

(行政書士&ファイナンシャル
プランナー山崎真一郎)

司法書士法人たなか事務所

【瑞浪事務所】 〒509-6122 岐阜県瑞浪市上平町一丁目3番地

TEL 0572-67-1815 FAX 0572-67-1331

【多治見事務所】 〒507-0038 岐阜県多治見市白山町三丁目13番地の1

TEL 0572-26-7711 FAX 0572-26-8545

